

川崎市上下水道局ウェブサイトバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 川崎市上下水道局ウェブサイトに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載要綱及び川崎市上下水道局広報印刷物等広告掲載基準要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるもの）

(川崎市上下水道局ウェブサイトとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが川崎市上下水道局ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- (1) 川崎市上下水道局ウェブサイトと類似する色調及び字体を使用するもの。
。
- (2) ユーザーが川崎市上下水道局の事業であると錯誤しやすいもの。

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。